

水と緑の健康都市第1期整備等事業

実施方針

平成16年11月24日変更

大阪府

はじめに

大阪府(以下「府」という。)は、水と緑の健康都市第1期整備等事業(以下「本事業」という。)について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者(以下「PFI事業者」という。)の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号)にのっとり、本事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)として定めるものである。

なお詳細等については、入札説明書等により府のホームページ等で公表する。

目次

・ 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業に供される公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者の名称	1
(4) 事業目的	1
(5) 事業の範囲	1
(6) 事業方式	4
(7) PFI事業者の収入	4
(8) 事業期間	5
(9) 事業スケジュール(予定)	5
(10) 事業に必要と想定される根拠法令等	6
(11) 事業期間終了時の措置	6
2. 特定事業の選定方法等に関する事項	7
(1) 選定方法	7
(2) 選定基準・手順	7
(3) 選定結果の公表方法	7
・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 民間事業者の募集及び選定方法	8
2. 選定の手順及びスケジュール	8
3. 入札手続等	9
(1) 実施方針の公表、説明会	9
(2) 実施方針に関する質問等の受付、質問回答公表	9
(3) 実施方針の変更	10
(4) 要求水準書(案)の公表、質問受付、回答公表	10
(5) 特定事業の選定	10
(6) 入札公告、入札説明書等の公表	11
(7) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表	11
(8) 参加表明書、資格確認申請書の受付	11
(9) 入札、提案書の受付	11
(10) 落札者の決定	11
(11) 基本協定の締結	11
(12) 事業契約等の締結	11
4. 入札参加者等の備えるべき参加資格条件	12
(1) 入札参加者等の構成等	12
(2) 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業に共通の資格要件	13
(3) 設計業務に携わる者の資格要件	14
(4) 工事監理業務に携わる者の資格要件	15
(5) 建設業務に携わる者の資格要件	15
(6) 維持管理・運営に携わる者の資格要件	16
(7) 保留地処分支援業務、保留地先行取得事業に携わる者の資格要件	16

(8) 参加資格要件の確認	17
(9) 特別目的会社の設立等	17
5. 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	18
(1) 審査に関する基本的な考え方	18
(2) 審査の内容	18
(3) 審査手順に関する事項	18
(4) 事業者の決定	18
(5) 審査結果及び評価の公表方法	18
(6) 落札者を決定しない場合	18
(7) 提出書類の取扱い	18
. PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	20
(1) 責任分担の考え方	20
(2) 予想されるリスクと責任分担	20
2. 提供されるサービス水準	20
3. PFI事業者の責任の履行に関する事項	20
4. 府による事業の実施状況のモニタリング	20
(1) モニタリングの実施	20
(2) モニタリングの方法	20
(3) モニタリングの時期	20
(4) モニタリングの費用の負担	22
(5) PFI事業者に対する支払額の減額等	22
. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	23
1. 施設の立地条件	23
2. 公共施設等の概要	23
3. 土地の取得に関する事項	24
. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	25
. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	25
1. PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	25
2. 府の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	25
3. いずれの責めにも帰さない事由により、事業の継続が困難となった場合	25
4. 金融機関(融資団)と府との協議	25
. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	26
1. 国庫補助金	26
2. 法制上及び税制上の措置に関する事項	26
3. 財政上及び金融上の支援に関する事項	26
4. その他の支援に関する事項	26
. その他特定事業の実施に関し必要な事項	27
1. 議会の議決	27
2. 情報公開及び情報提供	27
3. 本事業において使用する言語等	27
4. 入札に伴う費用負担	27

5. 実施方針等に関する問い合わせ先.....	27
本実施方針における用語の定義	28

資料1 リスク分担表

資料2 水と緑の健康都市 事業概要

資料3 水と緑の健康都市 都市計画概要

資料4 本事業対象区域 詳細説明図(要求水準書(案)【附属資料3】に同じ)

・特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

水と緑の健康都市第1期整備等事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

公共施設等の種類		
都市基盤	道路	
	公園・緑地	
	上下水道	
	宅地造成	
地区センター	複合施設	分譲センター 多目的スペース バス事務所・運転手控室 物販施設(コンビニエンスストア等) 事務室 共用部分
	駐車場	
	駐輪場	
里山	里山施設	管理用通路
		管理小屋
	里山広場	
	里山緑地	

(3) 公共施設等の管理者の名称

大阪府知事 齊藤 房江

(4) 事業目的

府は、箕面北部丘陵地区において、特定土地地区画整理事業により、余野川ダムの水際空間や周辺の豊かな自然を活かし、世代を超えてだれもが生き生きと暮らせる長寿社会に対応したニュータウンを建設する「水と緑の健康都市建設事業」を進めている(資料2、資料3参照)。

本事業は、「水と緑の健康都市建設事業」の第1期エリア(資料4参照)において、都市基盤、地区センター、里山、保留地予定地(以下「保留地」という。)処分支援に関連する業務を一体的なPFI事業とすることで、財政負担の軽減と民間事業者のノウハウを活用した総合的なまちづくりの推進を行うことを目的とする。

(5) 事業の範囲

本事業は、公共施設等の管理者とPFI事業者との間で締結する事業契約書(以下「事業契約書」という。)に基づき、PFI事業者が、水と緑の健康都市における都市基盤、地区センター、里山に関する整備・維持管理・運營業務、及び保留地処分支援業務を行うことを事業の範囲とする。

現在想定している事業の範囲の概要は以下に示すとおりであるが、具体的な業務の範囲については、入札説明書等において提示する。

なお、里山運営事業、タウンマネジメント事業及び商業施設等収益事業については、付帯事業として民間事業者から独立採算事業としての提案を受け付けることを検討しているが、民間事業者からの意見等を踏まえて実施するか否かを判断する。

施設・業務分類			設計	建設	維持管理	運営	運営収入の 取り扱い	備考
都市基盤	道路 公園・緑地 宅地造成	Aゾーン以外	府	PFI事業者	PFI事業者	-	-	
		Aゾーン	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	-	-	設計対象区域の呼称
	上下水道	Aゾーン以外	府	PFI事業者	箕面市	箕面市	-	
		Aゾーン	PFI事業者	PFI事業者	箕面市	箕面市	-	
地区センター	複合施設	分譲センター	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	-	-	運営業務は保留地処分 支援業務に含まれる
		多目的スペース	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	-	
		バス事務所	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	バス事業者	-	
		運転手控室	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	バス事業者	-	
		物販施設	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者の 収入	
		事務室	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	-	-	
		共用部分	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	-	-	
	駐車場		PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	-	-	
	駐輪場		PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	-	-	
里山	里山施設	管理用通路	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者の 収入	
		管理小屋	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者の 収入	
	里山広場		PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者の 収入	
	里山緑地		-	-	PFI事業者	PFI事業者	PFI事業者の 収入	
保留地処分支援業務			PFI事業者				-	
保留地先行取得事業			PFI事業者等				-	
タウンマネジメント事業			PFI事業者				PFI事業者の 収入	
商業施設等収益事業			PFI事業者 等	PFI事業者 等	PFI事業者 等	PFI事業者 等	PFI事業者等 の収入	

 サービス購入費の対象範囲

 独立採算事業の対象範囲

 自主提案による独立採算事業(付帯事業)

施設整備業務

- a 都市基盤の設計・建設
 - 都市基盤の実施設計
 - 工事監理
 - 建設工事
 - 近隣対応・対策
 - 国庫補助金交付申請に係る諸作業
 - 整備に伴う各種申請等の業務
 - 施設引渡業務
 - その他これらを実施する上で必要な関連業務
- b 地区センター、里山施設等の設計・建設
 - 設計
 - 工事監理
 - 建設工事
 - 整備に伴う各種申請等の業務
 - 施設引渡業務
 - 備品調達業務
 - その他これらを実施する上で必要な関連業務

維持管理業務

- a 都市基盤の維持管理業務
 - 保守管理業務
 - 清掃・植栽管理業務
- b 地区センター等の維持管理業務
 - 建物・設備保守管理業務
 - 清掃業務
 - 安全管理業務
 - 環境衛生管理業務
 - 外構等維持管理業務
 - 植栽管理業務
- c 里山の維持管理業務
 - 保守管理業務
 - 清掃業務
 - 森林管理業務

運営業務

- 物販施設の運営業務(独立採算事業)
 - 多目的スペースの運営業務
- * 物販施設の運営業務については、PFI事業者は施設使用料を支払う。

保留地処分支援業務

府がPFI事業者に保留地の販売業務を委託する。現地販売業務等の契約形態は一般代理契約を想定している。なお、保留地の位置、面積等及び保留地処分支援業務の対象とする保留地の範囲については、入札説明書等において提示する。

- 全体コーディネート業務
- 販売促進業務
- 現地販売業務

* PFI事業者(落札者が設立する特別目的会社(以下「SPC」という。))は、業務開始までに、宅地建物取引業法に定める宅地建物取引業者の免許を取得するものとする。

保留地先行取得事業(独立採算事業)

民間事業者が保留地を先行取得して、自ら宅地販売事業を行う。

里山運営事業(民間事業者の自主提案による独立採算事業)

里山環境を活用したアウトドア活動の機会・サービスを提供し、まちの独自性・魅力度を高めるための里山の運営事業について、民間事業者の自主提案により独立採算事業として行うことができる。

タウンマネジメント事業(民間事業者の自主提案による独立採算事業)

まちの魅力付けへの取組みとして、居住者や来訪者の快適性・安全性・利便性の向上に資するまちや里山の運営事業について、民間事業者の自主提案により独立採算事業として行うことができる。(タウンマネジメントの例)

- タウンセキュリティ 等

商業施設等収益事業(民間事業者の自主提案による独立採算事業)

地区センターエリア、施設エリア(資料4参照)において、民間事業者の自主提案により独立採算事業として、商業施設等の収益事業を行うことができる。

土地は保留地を無償貸与することを予定しているが、PFI事業者等に固定資産税・都市計画税が課される場合がある。事業期間終了後は、PFI事業者等が保留地を取得し営業を継続するか、契約を終了し原状回復後引き渡すかを府と協議することを想定している。

(6) 事業方式

本事業の事業方式は、PFI事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、府に譲渡し、事業契約書等に示される維持管理・運営業務を行う方式(いわゆるBTO方式(一部、BT方式)とする。

なお、PFI事業者の自主提案による商業施設等収益施設については、PFI事業者が設計、建設し、事業期間にわたって所有することとする(BOO方式)。

(7) PFI事業者の収入

PFI事業者の収入は、次のものからなる。

施設整備に係る費用

府は、PFI事業者が実施する本事業に要する費用のうち、都市基盤、地区センター、里山の設計、建設に係る費用については、供用開始時から事業期間終了時までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により、PFI事業者に対して支払う。

また、施設建設に係る国庫補助金が府(又は箕面市)に交付される場合は、これに見合う府(又は箕面市)の負担分も含めた金額を、国庫補助の交付年度毎に、府がPFI事業者を支払うものとする。支払い方法については入札説明書等において提示する。

維持管理・運営に係る費用

府は、都市基盤、地区センター、里山の維持管理・運営に係る費用のうち、サービス購入費の対象(P2の表参照)となる費用について、供用開始時から事業期間終了時までの間、事業契約書の規定に従い、物価変動を勘案して定める額を事業期間中毎年、PFI事業者を支払う。物価変動による変更方法及び支払い方法については入札説明書等において提示する。

保留地処分支援に係る費用

府は、保留地処分支援に係る費用について、業務開始から業務期間終了時までの間、広告費等に相当する固定部分と、保留地の販売実績に応じて定める歩合部分との2区分から算出される合計額を事業期間中、PFI事業者を支払う。支払い方法については入札説明書等において提示するが、歩合部分については販売実績に応じて段階的に遡増させることを予定している。

独立採算事業による収入

物販施設の運營業務、保留地先行取得事業、里山の運營業務、タウンマネジメント事業、商業施設等収益事業等の独立採算事業による事業収入は、直接、PFI事業者の収入となる。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、平成28年3月31日までとする。なお、維持管理及び運営期間は、平成19年4月供用開始後、平成28年3月31日までの9年間とする。

(9) 事業スケジュール(予定)

平成17年10月～平成19年9月	設計及び建設
平成19年4月	第一次供用開始(東西線等の開通)
平成19年10月	全体供用開始
平成19年4月～平成28年3月末	維持管理及び運営

建設期間中に都市計画道路止々呂美東西線以南等において造成工事等が予定されており、PFI事業者は工事の調整やスケジュール等に十分に配慮するものとする。詳細は入札説明書等に示す。

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施にあたっては、関連する法律等(施行令、施行規則、通達・告示等を含む)を遵守すること。

- 宅地造成等規制法
- 森林法
- 砂防法
- 道路法
- 河川法
- 特定多目的ダム法
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 建築基準法
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- 都市計画法
- 土地区画整理法
- 駐車場法
- 消防法
- 屋外広告物法
- 水道法
- 下水道法
- 文化財保護法
- 宅地建物取引業法

- 大阪府建築基準法施行条例
- 大阪府景観条例
- 大阪府屋外広告物法施行条例
- 大阪府福祉のまちづくり条例
- 大阪府安全なまちづくり条例
- 大阪府自然環境保全条例

- 砂防指定地内行為許可技術審査基準(大阪府土木部)
- 箕面北部地区開発事業防災計画書(大阪府 平成 15 年 3 月)
- 箕面都市計画土地区画整理事業 水と緑の健康都市土地区画整理事業に係る環境影響評価書(大阪府 平成 7 年 12 月)
- 水と緑の健康都市特定土地区画整理事業地のオオタカの保全方策について 提言(水と緑の健康都市オオタカ調査委員会 平成 13 年 1 月 19 日)

* その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令、条例及び指針等を含む。

(11) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時には、PFI事業者は、当該施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

府は、本事業をPFI事業として実施することにより、従来型の手法により事業を実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた府の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定基準・手順

本事業を特定事業として選定するかどうかは、PFI事業として実施することにより、施設建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できるかを次の事項により評価し、判断することとする。

PFI事業として実施することの定性的な評価

民間事業者に移転されるリスクの検討

コスト算出による定量的な評価

(3) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容とあわせ、府のホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載、その他適切な方法により公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表する。

ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.jp/minoh/index.html>

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第167条の10の2)とする予定であり、その旨は大阪府公報に登載し公告する。
なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、入札手続は「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則」(平成7年12月27日大阪府規則第77号)に基づいて実施する。

2. 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを予定している。

日程(予定)	内容
平成16年7月	実施方針の公表
平成16年7月	実施方針説明会の実施
平成16年7月	実施方針に関する質問等の受付
平成16年8月	実施方針に関する質問、回答公表
平成16年11月	要求水準書(案)の公表
平成16年12月	要求水準書(案)に関する質問受付
平成16年12月	要求水準書(案)に関する質問、回答公表
平成16年12月	事業契約書(案)の公表
平成17年1月	事業契約書(案)に関する質問受付
平成17年1月	事業契約書(案)に関する質問、回答公表
平成17年1月	特定事業の選定、公表
平成17年1月	入札公告、入札説明書等の公表
平成17年1月	入札説明書等の説明会の実施
平成17年1月	入札説明書等に関する質問受付
平成17年2月	入札説明書等に関する質問、回答公表
平成17年3月	参加表明書、資格確認申請書の受付
平成17年4月	入札、提案書の受付
平成17年5月	提案書の審査
平成17年6月	落札者の決定
平成17年7月	基本協定の締結
平成17年8月	仮契約の締結
平成17年10月	事業契約に係る議会の議決

3. 入札手続等

(1) 実施方針の公表、説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について府の考え方を説明する。

説明会についての詳細は以下のとおりである。

説明会

a 日時および開催場所

開催日時 平成 16 年 7 月 15 日(木) 午後 1 時 30 分から

開催場所 大阪府箕面整備事務所

b 参加申込方法

説明会への参加希望者は、実施方針説明会参加申込書(様式1)に必要な事項を記入し、平成 16 年 7 月 13 日(火)までに、大阪府箕面整備事務所宛電子メールにて申込を行うこと。参加人数は1社につき 2 名までとするが、会場の都合により、さらに人数を制限し、若しくは説明会を 2 回に分けて実施する場合がある。

電子メールアドレス: minojimusho@sbox.pref.osaka.jp

c 留意事項

駐車場はないため、公共交通機関を利用すること。

説明会当日は実施方針を配布しないため、ホームページからダウンロードして持参すること。

説明会当日は質問等を受け付けない。

(2) 実施方針に関する質問等の受付、質問回答公表

実施方針(添付資料を含む)に記載の内容に関して、次の要領により質問、意見及び具体的な提案を受け付ける。

特に、商業施設等収益事業、タウンマネジメント・府有地(里山)運營業務に関しては、規模、提案方法や各種諸条件(事業スキーム、運営面の取扱いなど)等について民間事業者からの意見を受けて、その方向性を入札公告の段階までに決定する。

受付方法

原則として、電子メールの方法によることとするが、持参、郵送の方法によることも可とする。ただし、電話その他の方法での受付は行わない。

受付期限

平成 16 年 7 月 12 日(月)～平成 16 年 7 月 23 日(金)

なお、持参の場合の受付は、上記期間の土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から 5 時までとし、郵送の場合は、上記期間内に府へ到着したものに限る。

提出書類の作成方法

「実施方針に関する質問・意見書」は様式 2 を利用して作成すること。

なお、作成は Microsoft Excel (Windows 版) により、持参又は郵送の場合は、作成したファイルをフロッピーディスクに保存して提出するものとし、電子メールの場合は、当該ファイルを添付して送信すること。

提出先

〒562-0001 大阪府箕面市箕面 2 - 12 - 28

大阪府箕面整備事務所 (地図はホームページ参照)

電子メールアドレス: minojimusho@sbox.pref.osaka.jp

回答の公表

質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると府が認めるものを除き、平成 16 年 8 月 20 日 (金) までに、ホームページへの掲載により公表する。

なお、質問等に対して訪問、電話などでの個別・直接の回答は行わない。

ヒアリング

民間事業者から提出のあった意見及び提案等のうち、府が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを実施することを予定している。

(3) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見等を受けて、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容をホームページへの掲載、その他適切な方法により公表する。

(4) 要求水準書(案)の公表、質問受付、回答公表

府が要求する各種業務に関するサービス水準を示した要求水準書(案)をホームページへの掲載により公表し、質問受付、回答公表を行う。具体的な日程、方法は、要求水準書(案)公表時に提示する。

(5) 特定事業の選定

実施方針、要求水準書(案)等に対する意見等を受けて、本事業が PFI 法に基づく事業として実施すべきか否かを評価し、実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、評価の内容とあわせてホームページへの掲載、その他適切な方法により公表する。

(6) 入札公告、入札説明書等の公表

実施方針、要求水準書(案)等に対する意見等を受けて、入札説明書及び附属資料(要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)など)を、ホームページへの掲載、その他適切な方法により公表する。

(7) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載された内容について、質問受付、回答公表を行う。具体的な日程、方法は、入札説明書において提示する。

(8) 参加表明書、資格確認申請書の受付

入札参加者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要となる書類の詳細等については、入札説明書にて提示する。

(9) 入札、提案書の受付

入札説明書に基づき、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。

審査に当たっては必要に応じて、提案内容に関するプレゼンテーションの実施を予定している。提案書の提出方法、時期及び必要な書類の詳細等については、入札説明書にて提示する。

(10) 落札者の決定

提案書等の審査により、落札者を決定し、その結果をホームページ等で公表する。

(11) 基本協定の締結

PFI事業者との事業契約締結に先立って、事業に係る基本協定を落札者と締結する。

(12) 事業契約等の締結

PFI事業者と契約内容の明確化のための協議を行い、仮契約を締結する。仮契約は、大阪府議会の議決がなされたときに本契約としての効力を生じるものである。

4. 入札参加者等の備えるべき参加資格条件

(1) 入札参加者等の構成等

入札参加者は、以下の に掲げる業務その他本事業に関連する業務を実施すること等を予定する単体企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。

入札参加グループにおいては、入札参加グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の中から代表企業を定めるとともに、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、落札者として選定された後に、商法に定める株式会社として設立されるSPCに出資を行うものとする(入札参加グループの場合、代表企業は必ず出資を行うものとするが、構成員の全ての企業が出資する必要はない。)。

入札参加者は、入札参加資格審査申請書において、下記の業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業(入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後SPCから直接下記の業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)を明らかにすること。

- a 設計業務
- b 工事監理業務
- c 建設業務
- d 維持管理業務
- e 運營業務
- f 保留地処分支援業務
- g 保留地先行取得事業
- h 自主提案事業

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業のうちの一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にした上で入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が同一の施設において建設業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。

(注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

入札参加資格確認後においては、入札参加グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ないと府が認めた場合であって、新たに入札参加グループの構成員又は協力企業となる者について、本入札に参加する者に必要な資格を満たしていることが確認できたときは、代表企業以外の入札参加グループの構成員又は協力企業の変更を認めるものとする。

(2) 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業に共通の資格要件

次の a～g のいずれにも該当しない者であること。

- a 成年被後見人
- b 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
- c 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- d 民法第 16 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- e 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- f 破産者で復権を得ない者
- g 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

資格確認書類の提出期限日において、1 年以上の営業経験を有し、かつ、本事業において携わる業務を法人の目的としていることが、商業登記簿謄本により確認できること。

大阪府建設工事等指名停止要綱、大阪府請負契約業務競争入札参加資格指名停止審査要綱等による指名停止措置を受けていないこと。

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

商法第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしていない者であること。

平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

暴力団員が経営する企業若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業でないこと。

直近2事業年度の法人税、消費税、府税に係る徴収金を完納していること。

本事業について、アドバイザー業務又は実施設計に関与した者(下記の者)でないこと。また、下記の者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

- a 株式会社 日建設計
- b 株式会社 日建設計シビル
- c 株式会社 UFI総合研究所
- d 弁護士法人 御堂筋法律事務所
- e 株式会社 日水コン
- f 株式会社 日産技術コンサルタント
- g 中央復建コンサルタンツ 株式会社
- h 株式会社 ヘッズ

「水と緑の健康都市第1期整備等事業PFI事業者選定審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のあるものでないこと。

不法行為等による逮捕、書類送検又は起訴若しくは、独占禁止法違反による勧告又は告発等、入札参加者又は協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。

府から損害賠償請求を受けていないこと。ただし、資格確認書類の提出期限日までに損害賠償金を納付した場合にはこの限りでない。

(3) 設計業務に携わる者の資格要件

設計業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業(以下、「設計企業」という。)は、次の要件を満たしていること。

都市基盤

- a 建設コンサルタント登録規程(平成16年4月2日国土交通省告示第499号)に基づく建設コンサルタントの登録を受けていること。
- b 次の要件を満たす管理技術者(設計業務の技術上の管理及び総括を行う者)を配置できること。
 - 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、一級建築士又は技術士(建設部門)であること。
 - 平成6年4月1日から入札公告までの期間に完了した、対象面積1ha以上の道路等を含む宅地造成の実施設計の実績を有すること。

地区センター、里山施設

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理及び総括を行う者)を配置できること

(4) 工事監理業務に携わる者の資格要件

工事監理業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業(以下、「工事監理企業」という。)は、次の要件を満たしていること。

都市基盤

- a 建設コンサルタント登録規程(平成16年4月2日国土交通省告示第499号)に基づく建設コンサルタントの登録を受けていること。
- b 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、技術士(建設部門)又は一級土木施工管理技士である管理技術者(工事監理業務の技術上の管理及び総括を行う者)を配置できること

地区センター、里山施設

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、一級建築施工管理技士又は一級建築士である管理技術者(工事監理業務の技術上の管理及び総括を行う者)を配置できること

(5) 建設業務に携わる者の資格要件

建設業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業は、次の要件を満たしていること。

共通要件

- a 建設業法(昭和24年法律第100号)別表に掲げる建設工事の種類のうち本事業において担当する工事の種類について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- b 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- c 建設業法(昭和24年法律第100号)別表に掲げる建設工事の種類のうち担当する工事の種類について「大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格」の認定を本業務の資格確認書類の提出期限日までに受けていること。

都市基盤

- a 少なくとも1者は、土木一式工事について、入札日から起算して1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評点が1,200点以上の者であること。
- b 少なくとも1者は、平成6年4月1日から入札公告までの期間に完工した岩掘削を含む土工量100万 m^3 以上の造成工事の実績を有すること。ただし、当該実績は元請負人として受注し、かつ、1の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績である場合にあっては、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、出資比率が20%以上であるものに限る。
- c 次の要件を満たす監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者)を専任で配置することができること。
 - bに掲げる造成工事の実績を有する者
 - 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証(土木工事業に係

るものに限る)を有する者

地区センター、里山施設

- a 少なくとも1者は、建築一式工事について、入札日から起算して1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評点が1050点以上の者であること。
- b 次の要件を満たす監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者)を専任で配置することができること。
 - 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る)を有する者

(6) 維持管理・運営に携わる者の資格要件

維持管理、運營業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業は、次の要件を満たしていること。

- a 本事業における担当業務を行うに当たって、必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。
- b 本事業における担当業務と同種の業務について、1年以上の実務経験を有すること。
- c 「平成15・16年度委託契約、請負契約及び賃貸借契約業務入札参加資格者名簿」中「004建物等清掃(総合建物管理)」及び「039土木施設清掃・除草(舗装道機械清掃)」に登録されていること。なお、当該登録をなされていない者は次により資格審査を申請すること。

資格審査に関する問合せ先及び申請場所

〒540-8570 大阪府中央区大手前三丁目2番12号 府庁別館内

大阪府総務部庁舎管理課契約業務改善グループ(TEL(06)6944-6644 直通)

申請期限

資格確認書類の提出期限日

(7) 保留地処分支援業務、保留地先行取得事業に携わる者の資格要件

- a 宅地建物取引業法第3条の宅地建物取引業の免許を受けて宅地建物取引業を営んでいること。
- b 保留地処分支援業務、保留地先行取得事業の各々について、少なくとも1者は、近畿2府4県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)において、平成13年4月1日から入札公告までの期間に、100戸以上の戸建住宅用地の売買取引の実績があること。ここでいう売買取引とは、自ら売り主となって行う宅地の売却又は宅地の売買の代理・媒介取引をいう。
- c 本事業における担当業務を行うに当たって、必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。

(8) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、資格確認書類提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、落札者決定の日から契約締結の日までに落札者となった入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は、仮契約を締結せず又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず又は仮契約の解除を行っても、府は、一切の責めを負わない。

(9) 特別目的会社の設立等

落札者は、仮契約締結までに、本事業を実施するSPCを、商法に定める株式会社として設立し、入札参加企業又は入札参加グループの構成員はSPCへ出資するものとする。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員である株主が、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、入札参加グループ以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

全ての出資者は事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、府の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

5. 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

提案の審査は、学識経験者等で構成する「水と緑の健康都市第1期整備等事業PFI事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という)があらかじめ設定した落札者決定基準に基づいて行い、優秀提案を選定する。その後、府は審査委員会により提示された審査結果をもとに落札者を決定する。

(2) 審査の内容

審査委員会においては、入札価格のほか、事業計画、施設整備計画、維持管理計画、運営計画、保留地販売計画等の提案内容について、総合的に審査を行う予定であり、具体的な落札者決定基準については入札説明書と併せて公表する。

(3) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行う。

資格審査

- 入札参加者の備えるべき参加資格要件審査

提案審査

- 入札価格
- 事業計画、施設整備計画、維持管理計画、運営計画、保留地販売計画等の総合的な提案内容

(4) 事業者の決定

府は審査結果をもとに落札者を決定し、当該落札者が設立したSPCをPFI事業者とし、事業契約を締結する。

(5) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、ホームページなどを通じて公表する。

(6) 落札者を決定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(7) 提出書類の取扱い

著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業

において公表及びその他府が必要と認めるときは、府は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用せず、希望がある場合には落札者決定後返却する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

・PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に公共サービスの提供を目指すものであり、PFI事業者が担当する業務については、PFI事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、府が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、府が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

府とPFI事業者の責任分担は、原則として資料1のリスク分担表によることとし、具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえて、入札説明書の公表時において明らかにする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書(案)として提示する。

3. PFI事業者の責任の履行に関する事項

PFI事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書により、責任をもって履行することとする。

なお、事業契約締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、契約保証金の納付等により事業契約の保証を行う。

4. 府による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

府は、PFI事業者が実施するサービスが要求水準に達成しているかの確認、およびPFI事業者の財務内容を確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

(3) モニタリングの時期

モニタリングの時期は、概ね次のとおりとする。ただし、別途、府がモニタリングを必要とする場合においては、府の方法及び手段により実施するものとする。

都市基盤、地区センター、里山

a 基本設計・実施設計時

府はPFI事業者によって行われた設計が、要求した性能・水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

b 工事施工時

PFI事業者は、工事監理者を設置し、工事監理を行い、適宜、工事施工、工事監理の状況について府の確認を受けるものとする。

また、PFI事業者は、府が要請した際には、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行うものとする。

c 工事完成・施設引渡し時

PFI事業者は、施工記録を用意して、現場で府の確認を受けるものとする。この際、府は、施設の状態が要求水準書および事業契約書において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、要求水準書および事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、府は補修又は改善を求める。

d 施設供用開始後

維持管理業務を事業に含むものについて府は、施設供用開始後において、定期的に維持管理業務の実施状況を確認する。

e 事業契約終了時

府は、事業契約終了時に、要求水準書および事業契約書において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、要求水準書および事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、府は補修又は改善を求めることとする。

保留地処分支援

a 業務開始時

PFI事業者は、当該業務のサービス提供に係る業務計画書を用意して、府の確認を受けるものとする。この際、府は、業務計画が要求水準書および事業契約書において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

b 業務実施段階

府は、業務実施段階において、定期的に広告及び営業活動の実施、現地販売業務の実施、保留地の処分等の状況を確認する。

保留地先行取得事業、商業施設等収益事業、タウンマネジメント事業、里山運営事業

a 業務開始時

PFI事業者等は、当該業務のサービス提供に係る業務計画書を用意して、府の確認を受けるものとする。この際、府は、施設の状態が要求水準書および事業契約書において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

b 業務実施段階

府は、業務実施段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

財務状況の確認

PFI事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、府に報告することとする。

(4) モニタリングの費用の負担

府が実施するモニタリングにかかる費用のうち、府に生じる費用については、府が負担するものとする。

(5) PFI事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、要求水準書および事業契約書において定められた要求水準が満たされていない場合は、支払額の減額、改善勧告又は契約解除の対象となる。
なお、減額等の考え方については、入札説明書等において提示する。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

施設の立地条件は次のとおりである。

所在地

大阪府箕面市上止々呂美、下止々呂美

都市計画の概要

資料 3 参照

2. 公共施設等の概要

施設概要及び施設規模は概ね次のとおりである。

< 都市基盤 >

項目			概略数量	備考
道路	総延長		約 15 km	W = 3 ~ 20m
	舗装面積	車道	約 11 ha	
		歩道	約 4 ha	
公園・緑地	公園	街区公園	約 2 ha	7 箇所
		近隣公園	約 4 ha	1 箇所
	緑道	延長	約 1 km	W = 10m
		面積	約 1 ha	
	緑地		約 25 ha	
上下水道	上水道		約 17 km	φ75mm ~ 400mm
	下水道	污水管	約 10 km	φ150mm ~ 400mm
		雨水管	約 8 km	φ250mm ~ 800mm 800mm ~ 2,100mm
宅地造成	切土	土工量	約 280 万 m ³	土砂:軟岩:硬岩 1:3:3
		造成面積	約 35 ha	
	盛土	土工量	約 370 万 m ³	
		造成面積	約 52 ha	

< 地区センター、里山 >

項目			面積等	箇所数	備考
地区センター	複合施設	分譲センター 多目的スペース バス事務所・運転手控室 物販施設(コンビニストア等) 事務室 共用部分	約 1,000 m ²	1	
		駐車場	約 100 台		
		駐輪場	約 550 台		
里山	里山施設	管理用通路	延長約 1 km		W = 1 ~ 3m
		管理小屋	約 100 m ²	1	
		里山広場	約 1 ha	3	
		里山緑地	約 20 ha		

3. 土地の取得に関する事項

地区センター

土地は、保留地であり、PFI事業者は、建設及び維持管理等に必要な範囲で土地を無償で使用することができる。

里山

土地は、大阪府の換地であり、PFI事業者は、建設及び維持管理等に必要な範囲で土地を無償で使用することができる。

商業施設等

商業施設等の自主提案を行う地区センターエリア、施設エリアは保留地であり、事業期間中は無償貸与を予定しているが、PFI事業者等に固定資産税・都市計画税が課される場合がある。

なお、事業期間終了後は、PFI事業者等が保留地を取得し営業を継続するか、契約を終了し原状回復後引き渡すかを府と協議することを想定している。

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、府とPFI事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約に定める。

契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1. PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

PFI事業者の提供するサービスが事業契約に定める府の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定めるPFI事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、府はPFI事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内には是正策の提出及び実施を求めることができる。PFI事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、府は事業契約を解除することができる。

PFI事業者が倒産し、又はPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、府は事業契約を解除することができる。

契約解除に際しての措置については、事業契約書で規定する。

2. 府の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

府の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、PFI事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

契約解除に際しての措置については、事業契約書で規定する。

3. いずれの責めにも帰さない事由により、事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、府及びPFI事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、府とPFI事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

4. 金融機関(融資団)と府との協議

事業の継続性を確保する目的で、府は、PFI事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関(融資団)と協議を行い、当該融資機関(融資団)と直接協定を締結することができる。

・法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 国庫補助金

府とPFI事業者との事業契約締結後、国庫補助金が交付される場合には、これを府がPFI事業者を支払う代金の一部に充当する。ただし、国庫補助金の申請が契約締結後となるため、補助対象事業の精査等によって見込額が変更となる場合も考えられるが、これにより生じる資金調達に係るリスク分担等の詳細については、入札説明書等で提示するものとする。

2. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、PFI事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用される可能性がある場合には、府とPFI事業者で協議を行う。

3. 財政上及び金融上の支援に関する事項

特に無い。ただし本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子貸付、低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、府は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせることとする。

4. その他の支援に関する事項

府は、PFI事業者が本事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要な協力を行う。

・その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を、平成 16 年 3 月大阪府議会定例会に提出し、議決されたところであるが、平成 17 年 3 月大阪府議会定例会に再度提出予定である。また、事業契約に関する議案を平成 17 年 9 月大阪府議会定例会に提出予定である。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページなどを通じて行う。
ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.jp/minoh/index.html>

3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用は、全て入札参加者の負担とする。

5. 実施方針等に関する問い合わせ先

大阪府箕面整備事務所 工務課企画・環境グループ(担当者:澤村)
〒562-0001 大阪府箕面市箕面2 - 12 - 28
電話:072-722-9997
FAX:072-722-0004
電子メールアドレス:minojimusho@sbox.pref.osaka.jp

本実施方針における用語の定義

東西線等の開通	東西線等の開通とは、都市計画道路止々呂美東西線及び都市計画道路止々呂美吉川線の一部(国道 423 号線と東ときわ台を結ぶ区間)の開通をいう。
里山	地区北部に自然地形を残した部分を里山と位置づけ、自然に親しむことを媒介とした、新たな地域コミュニティーを創出する場。敷地は府有地とする。
バス事業者	本地区と千里中央駅との往復バスを運行する事業者。現在、バス事業者の選定等についての準備を進めており、事業者は未定。 バスの利用は本地区の住民のみでなく、周辺住宅地からのパークアンドライド等による利用も想定している。
入札説明書等	入札公告時に入札への参加を希望する者に配布する書類。要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集及び記載要綱等から構成される書類一式。
要求水準書	本事業において、府が求める業務の範囲、内容及び水準等の条件を記載した書類。図面等の参考資料を含む。
直接協定	PFI事業者に融資する金融機関等が、府との間で直接締結する協定。PFI事業者による本事業の継続が困難となった場合に、当該金融機関等が一定の介入を行うことを可能とする等の事項を定める。
PFI事業者	本事業を実施することのみを目的として、落札者により設立された商法上の株式会社。
入札参加者	入札行為を行う民間事業者。このうち、単独で入札する企業を「入札参加企業」といい、複数の企業で構成されるグループで入札する企業グループを「入札参加グループ」という。
落札者	審査委員会により提示された審査結果をもとに、PFI事業者を設立する母体として府が決定した入札参加者。
協力企業	入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者であり、PFI事業者には出資せず、PFI事業者から設計、建設、工事監理、維持管理、運営、保留地処分支援等に関連する業務を直接委託等により実施する予定の企業。